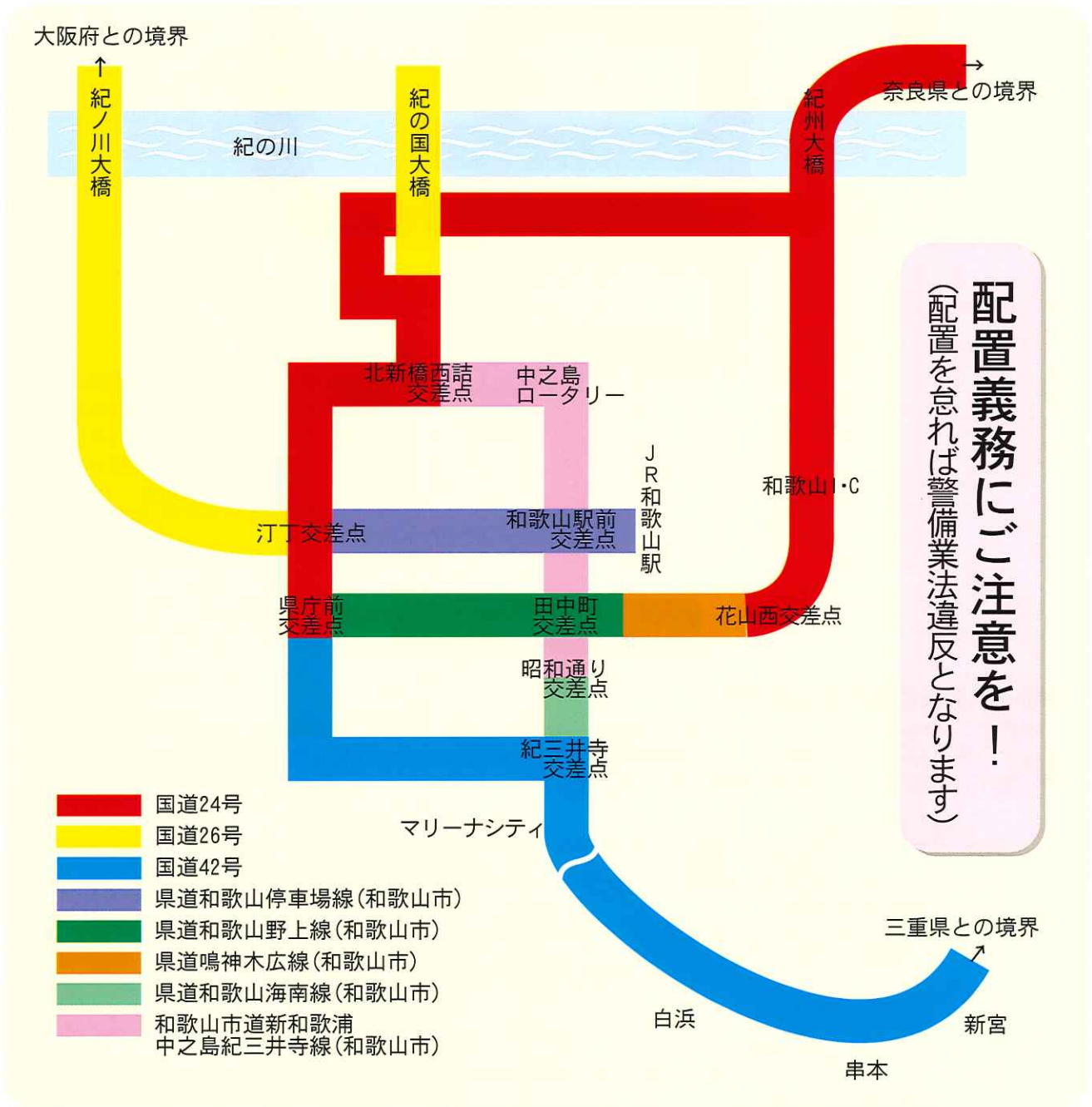


お知らせ

平成19年10月1日より県内指定道路において行う
交通誘導警備業務には検定合格警備員(1.2級)
の配置が必要となります！ (和歌山県公安委員会)



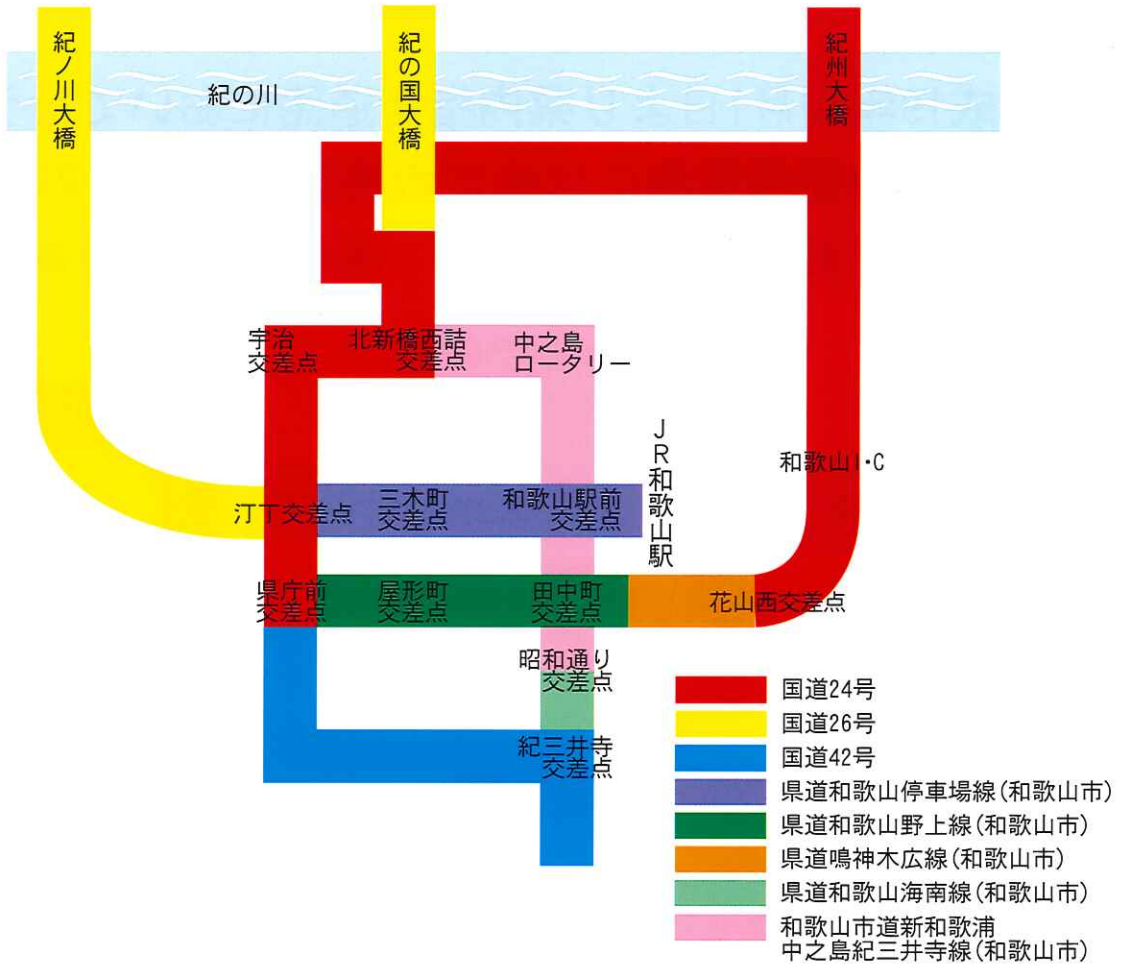
お問い合わせは



一般社団法人 和歌山県警備業協会

和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F
TEL 073-432-3694 FAX 073-432-8720
E-mail w.keibi@galaxy.ocn.ne.jp

検定合格警備員配置必要道路(和歌山市中心部)



公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第10号

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表5の項の上欄に規定する和歌山県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年10月1日から施行する。

平成19年3月20日

路 線	区 間
1 一般国道24号	和歌山県の全域
2 一般国道26号	和歌山県の全域
3 一般国道42号	和歌山県の全域
4 県道和歌山停車場線	全域
5 県道和歌山野上線	和歌山市雑賀屋町東ノ丁71番地先から和歌山市田中町五丁目1番10地先まで
6 県道鳴神木広線	和歌山市田中町五丁目1番10地先から和歌山市鳴神1010番11地先まで
7 県道和歌山海南線	和歌山市手平三丁目6番25地先から和歌山市紀三井寺756番1地先まで
8 和歌山市道新和歌浦中之島紀三井寺線	和歌山市元寺町四丁目17番地先から和歌山市手平三丁目6番25地先まで

上記により、施行日以降、認定された路線において交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を、当該業務を行う場所ごとに、一人以上配置して実施しなければならない。
(和歌山県警察本部 生活安全企画課)